

町田市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）の概要 ①

はじめに（【資料1-2】町田市新型インフルエンザ等対策行動計画素案 p.1-2）

1 改定の目的

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）をはじめとする法改正等に対応するとともに、新型コロナへの対応で得た知見や経験を踏まえ、新たな感染症による危機に対応できる体制を整備する。
- 感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施する。

2 改定概要

- 2024年7月に政府行動計画、2025年5月に都行動計画の抜本改定が行われたことを受け、市行動計画を改定
- 各対策の対応期を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、特に準備期の取組を充実
- 対策項目をこれまでの7項目から13項目に拡充し、記載内容を充実
- 感染症に係る緊急事態に際し、速やかに事態を把握し緊急かつ総合的な対応を行うため、市の初動対応について明確化

第1部 基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方（p.3-4）

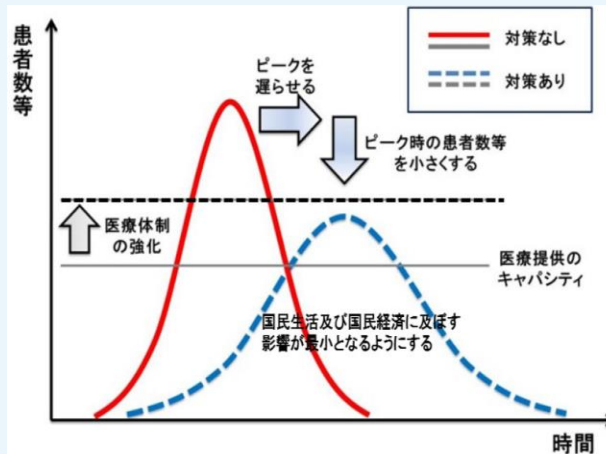
- 市行動計画は特措法に基づき策定し、町田市感染症予防計画及び健康危機対処計画との整合性を図る。
- 新型インフルエンザ等感染症を対象とし、市の特性を考慮しつつ、国、都、医療機関等が連携して対策を推進する。
- 新型コロナ対応の知見を共有し、未知の感染症に備える。

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等 (p.5-14)

【目的】

- ① 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護
- ② 市民生活及び市民経済への影響の最小化



【実施上の留意点】

① 平時の備えの整理や拡充

- ・ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた点検や改善
- ・ 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーションの備え
- ・ DXの推進や人材育成

② 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

- ・ 感染症の特徴等を含めたリスク評価と科学的根拠に基づく対策
- ・ 病原体や社会の状況の変化に基づいた柔軟かつ機動的な対策
- ・ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

【役割分担】

国、都、市、医療機関、事業者、市民等それぞれの役割を記載。各役割を果たし、町田市一丸となって感染拡大防止に努める。

第3章 発生段階等の考え方 (p.15-16)

- 発生段階は、予防等の事前準備（準備期）と、発生後の対応（初動期及び対応期）の3期に分けた構成とする。

段階	段階の説明
準備期	新型インフルエンザ等の発生を感知する以前まで
初動期	新型インフルエンザ等の発生を感知後～政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで
対応期	<ol style="list-style-type: none"> 1. 封じ込めを念頭に対応する時期 2. 病原体の性状等に応じて対応する時期 3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

町田市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）の概要 ③

第1部 基本的な考え方

第4章 対策項目 (p.17-21)

対策項目	基本理念	対策項目	基本理念
実施体制	国・都・医療機関等と連携し、感染拡大を抑制し市民の生命と健康を守るための体制を平時から整備する。	ワクチン	ワクチンの接種体制を平時から整備し、感染症発生時には迅速に供給する。
情報収集・分析	感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、情報収集と分析を行う。	医療	医療提供体制を確保し、感染症医療と通常医療の両立を図る。
サーベイランス	感染拡大を早期に探知し、動向を把握するための体制を構築・実施する。	治療薬・治療法	国は治療薬の開発や実用化を推進し、都は医療機関と連携して提供体制を整備する。
情報提供・共有、リスクコミュニケーション	科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供し、市民等と情報を共有し適切な判断を促す。	検査	早期発見とまん延防止のための検査体制を整備し、必要に応じて見直す。
水際対策	国は病原体の国内侵入を遅らせるため、迅速な検疫措置や入国制限を実施する。	保健	疫学調査や情報の収集・分析を通じ、感染症対策を推進する。
まん延防止	感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制を維持するための対策を講じる。	物資	感染症対策物資の備蓄を進め、円滑な供給体制を確保する。
		市民生活及び市民経済の安定の確保	感染拡大防止と社会経済活動のバランスをとり、生活と経済の安定を図る。

町田市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）の概要 ④

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制 (p.22-26)

- 研修や訓練を通じた課題の発見や改善等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。
- 必要に応じて市対策本部等を立ち上げ、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。
- 市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直す。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施 ● 新型インフルエンザ等対策に携わる職員等を養成 ● 平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて、対策本部を設置することを検討 ● 必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を推進 ● 関係機関の連携を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要があると認める時は、他の市区町村又は都に対して応援を要請 ● 必要な財源を確保し、対策を実施 ● 緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置

第2章 情報収集・分析 (p.27-29)

- 定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。
- 感染症に関する情報の確認等を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析、対策の検討を行う。
- 医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報等については情報収集・分析を強化する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● 有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● リスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、有事の体制に移行することを判断 ● 分析から得られた結果に基づく正確な情報について、市民等へ分かりやすく提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特徴や病原体の性状等に関する情報を分析し、感染症対策の判断に必要なリスク評価を実施 ● 積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目の見直し

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第3章 サーベイランス (p.30-33)

- 平時からサーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知する。
- 感染症サーベイランスの実施体制を強化し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。
- 新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● 平時から必要となる体制や役割分担を確認 ● 患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から流行状況を把握 ● 感染症に関する講習会等、保健所の職員等に対する研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● サーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報を、市民等へ分かりやすく提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション (p.34-37)

- 感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高める。
- 当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。
- 可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症に関する基本的な情報等について、市民等に情報提供・共有を実施 ● 情報提供等を通じて市民等とリスクコミュニケーションを実施 ● 国からの要請を受けて、コールセンター等の設置を準備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 体制を強化し、市民等に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを実施 ● 国からの要請を受けて、コールセンター等を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国からの要請を受けて、コールセンター等を継続

町田市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）の概要 ⑥

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第5章 水際対策 (p.38-39)

- 国内への病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、対策に対応する準備を行う時間を確保する。
- 市民生活及び市民経済に与える影響等も考慮しながら、国が行う水際対策について、都と連携を進める。

準備期	初動期	対応期
	<ul style="list-style-type: none"> ● 国や都と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 初動期の対応を継続

第6章 まん延防止 (p.40-43)

- 確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピード等を抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。
- ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。
- 緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切替えていく。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的な感染対策の普及 ● 感染が疑われる場合に相談センターへ連絡し指示を仰ぐ等、有事の対応に関して、平時から理解を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症法に基づく患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応を始動 ● 業務継続計画に基づく対応を準備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症法に基づき、患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応等の措置の実施 ● 基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が利用する施設等における感染対策を強化

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 ワクチン (p.44-54)

- ワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。
- 国や都の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める。
- 関係者間で随時の調整を行い、対象者への接種が市内全体で速やかに進むよう取り組む。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用 ● ワクチンの接種に必要な資材の確保 ● 接種に必要な人員、会場等を含めた接種体制の構築に必要な訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築 ● 接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討 ● 総務部も関与した上で、全庁的な実施体制を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定の医療機関等に集中しないように、ワクチンの割り当て量を調整 ● 初動期に構築した接種体制に基づき接種を実施 ● 予防接種に係る情報について、市民へ周知・共有

第8章 医療 (p.55-59)

- 予防計画及び医療計画に基づき市と医療機関等との間で医療措置協定等を締結する。
- 医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。
- 適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● 都及び地域の医療機関等と連携しながら、医療提供体制を整備 ● 連絡体制を確認する情報伝達訓練や対策本部設置訓練等を全庁的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都と連携して、市予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備 ● 感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターを整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等での移動手段を確保 ● 患者が発生した場合、入院調整を行い、感染症指定医療機関又は病床確保を行う都の協定締結医療機関に移送

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第9章 治療薬・治療法 (p.60-61)

- 最新の科学的知見に基づく有効な治療薬及び治療法の情報を速やかに医療機関等に提供する。
- 治療薬の適切な供給・使用がなされるよう関係機関との調整等を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● 治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、市は都とともに大学等の研究機関を支援 ● 臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導 ● 症状が現れた場合、感染症指定医療機関等への移送に必要なに応じて協力 	

第10章 検査 (p.62-65)

- 新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進める。
- 国及びJ I H S等と緊密に情報共有を図りながら迅速に検査方法を確立し、検査体制を整備する。
- 国内外における新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関等において、検査実施機関へ迅速に検体の搬送を行える体制を整備 ● 検査実施能力の確保状況等、検査に係る都からの通知について定期的に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認を行い、検査体制を整備 ● 管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認 ● 国や都が段階的に見直した検査実施方針を踏まえた、市における体制の見直し

町田市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）の概要 ⑨

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健 (p.66-78)

- 感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。
- 有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。
- 地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● 保健所職員、I H E A T要員等、感染症有事体制を構成する人員を確保 ● 定期的に点検・更新を行うなど、受援の体制を整備 ● 感染症有事体制を構成する人員への年1回以上の研修・訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握 ● 相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等に対し、感染症指定医療機関への受診につながるよう周知 	<ul style="list-style-type: none"> ● 他部署からの応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、感染症有事体制を確立 ● J I H Sが示す指針等に基づき感染源の推定や濃厚接触者等の特定を実施

第12章 物資 (p.79)

- 備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認 		

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保 (p.80-84)

- 事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- 市民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、市民生活及び市民経済の安定の確保に努める。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備 ・ 要配慮者等への生活支援、搬送、死亡時の対応等についての具体的手続を準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者等に必要に応じ生活支援、搬送、死亡時の対応等を実施 ・ まん延の防止に関する措置による影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置を実施

第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

第1章 市における危機管理体制 (p.85-88)

1 市の初動対応

- 都や関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、事態を的確に把握する。
- あらかじめ定めた手順により直ちに全庁一体となった初動体制を立ち上げる。

2 市対策本部の概要

- 国の新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた時は、市は直ちに市対策本部を設置する。
- 海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、必要に応じ、関係部長によって構成される「町田市新型インフルエンザ等対策会議」を保健所長が設置する。

3 市対策本部の構成

【構成】

事務局：防災安全部、政策経営部、保健所

構成員：本部長（市長）

副本部長（副市長）

本部員（消防長又はその指名する消防吏員、各部長等）

4 市対策本部各部の分掌事務

- 市対策本部各部について、市民生活を維持するために必要な最低限の役割を記載

第2章 市政機能の維持 (p.89-90)

1 業務区分の考え方

- 市の業務を、「新たに発生する業務」と「通常業務」とに整理する。
- 通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。

2 各部の事業継続と応援体制

- 各部は、本行動計画に基づき、各部でBCPや対応マニュアルを策定し、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。
- また、保健医療業務において、人員が不足する場合は、本部体制の下、全庁的な応援体制により対応する。